

事務連絡
令和4年8月8日

都内高齢者施設等管理者殿

東京都福祉保健局高齢施策推進担当部長
東京都福祉保健局新型コロナウイルス検査事業推進担当部長

集中的検査により配布している抗原検査キットの使用等について

日頃より、東京都高齢者施策及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

感染が急拡大する中、施設内の感染拡大を防ぐためには、一刻も早く感染の有無を判別し、陽性者を隔離するとともに治療薬の投与など陽性者に対して提供される支援を受けられるようにすることが重要です。

このため、抗原定性検査による集中的・定期的検査を実施している施設において、入所者の感染について迅速に確認する必要がある場合、職員の集中的検査用に各施設に配布している抗原検査キットを御活用いただいて差し支えありません。ただし、入所者用にキットを使用した場合は、後日、各施設で購入し補充をしていただくようお願い申し上げます。購入費用については新型コロナウイルス感染症対策強化事業（入所者を対象としたPCR等検査費用の補助）を充てることも可能ですので、申し添えます。

また、施設職員が新型コロナウイルスに感染又は感染疑いとなり出勤できず、一時的に人員配置が基準を満たさない場合の取り扱いについて厚労省から発出されている文書について、別紙にまとめましたので、御確認ください。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課有料老人ホーム担当
電話 03-5320-4296

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601694.pdf>

具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にして頂きたい。

「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000557239.pdf>

1. 各サービス共通事項

(7) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合

①指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、②基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算など）、③有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（個別機能訓練加算など）については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

上記令和元年10月15日付事務連絡において柔軟な対応が可能であると国が示しています①～③の事項につきまして以下補足いたします。

①指定基準や基本サービス費に係わる施設基準

以下の令和3年3月26日付事務連絡を参照の上、別添の停止・休業報告書を都に対して忘れずに御提出ください。

②基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算など)

③有資格者等を配置した上で既定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)

この取扱いについて国な明確な基準等を示しておりません。しかし、東京都に対しては複数施設の利用者から「サービス提供を受けていないのに介護報酬を請求された」

という苦情が届いております。また、保険者によっても考え方が異なるため、算定に際しては利用者及び保険者との理解が前提になりますので、丁寧な対応をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」(令和2年3月26日付事務連絡)

問1 都道府県等が、公衆衛生対策の観点から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か。

(答)

可能である。

問2 介護老人保健施設が感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから、自主的に入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合、問1と同様の考え方でよいか。

(答)

貴見のとおり。ただし、入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染の疑いや濃厚接触の疑いがない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。